新	旧
信用取引の契約締結前交付書面	信用取引の契約締結前交付書面
(以下まで省略) 信用取引のリスクについて	(以下まで省略) 信用取引のリスクについて
(省略)	(省略)
・信用取引により売買した株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じる、あるいは、代用有価証券の価格が値下がりすること等によって、委託保証金の現在価値が売買代金の20%未満となった場合又は、委託保証金が30万円未満となった場合には、不足額を所定の期日までに当社に差し入れていただく必要があります(当社が判断した場合には、委託保証金の率が20%未満にならなくても追加保証金を差し入れていただくことがあります。)。	・信用取引により売買した株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じる、あるいは、代用有価証券の価格が値下がりすること等によって、委託保証金の現在価値が売買代金の20%未満となった場合には、不足額を所定の期日までに当社に差し入れていただく必要があります(当社が判断した場合には、委託保証金の率が20%未満にならなくても追加保証金を差し入れていただくことがあります。)。
(以下、省略)	(以下、省略)
以上	以上
平成 30 年 3 月 31 日改訂	